設計業務委託特記仕様書

l 業務概要等	
1. 業務名称 十	市・稲生保育園統合高台移転整備事業基本・実施設計策定業務委託
2. 履行期間	契約日から 令和9年3月11日 まで
	十市・稲生保育園統合高台移転整備事業基本・実施設計策定業務一式と る。
本特記仕様書に記載さ た項目については、「■ を適用する。「■」印と	されていない事項は、「南国市建築設計業務委託共通仕様書」による。された特記事項については、「□」印、「※」印及び「■」印の付い ■」印が付いたものを適用する。「■」印の付かない場合は「※」印 と「□※」印が付いた場合は共に適用する。 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による。
5. 設計与条件 (1) 敷地の条件 a. 所在地 b. 敷地面積 c. 用途地域 d. 防火地域 e. 敷地の状態等	南国市十市字西山6078番1 他 5,450 ㎡ 市街化調整区域 建蔽率 60 % 容積率 200 % □ 防火 □ 準防火 □ 22条地域 ■ 指定なし 高低差 □ 有り (M) ■ 無し 敷地の形状 □ 整形 ■ 不整形 水道の有無 ■ 有り □ 無し 下水道の有無 ■ 有り □ 無し ま 接道 県道栗山大津線 (敷地内通路経由)
(2) 施設の条件	(仮称) 十市・稲生保育園 保育園 (令和6年国土交通省告示第8号別添二第 11号第 1 類) 基本設計において協議するものとする。 基本設計において協議するものとする。(階数は2階建てを想定)

f. 工事種別 ■ 新築 □ 増築 □ 改築 □ 解体 □ 改修 □ 設備改修

構造体 Ⅱ 類 建築非構造部材 A 類 建築設備 乙 類

(3) 計画の条件		
a. 設計方針	以下について特に配慮した計画とすること。	
	([]内の数字は優先順位を示す。)	
	■ コスト縮減 [1] ■ 工期の短縮 [3]	
	□ 工事中の施設運営 [] ■ メンテナンスの容易性	[2]
	■ デザイン性 [4] □ 工事現場の省人化 []	
b. 工事費	1,013,000,000 円(税抜き) 以下	
c . 予定工期	R 9 年10月頃 から R11年1月頃 まで	

- (4) 同施設関連の別発注業務 (造成工事・地質調査・防火水槽等)
 - □無し
 - 有り(業務名称 造成工事 地質調査 防火水槽)
- (5) 設計与条件の資料

設計与条件については、次の資料による。

- 案内・配置図(業務概要) (別紙2)
- 設計要求書 (別紙3)
- □ 企画書 (別紙)
- 造成計画 (別紙)
- 保育園からの要望書 (別紙4)
- 募集要項 (別紙)

II 業務仕様

- 1. 設計業務の内容及び範囲
- (1) 一般業務の範囲
 - a. 基本設計に関する標準業務

(提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。)

業務	内容	業務分	`野		
(新多	(新築工事の設計業務は、令和6年国土交		構造	設備	
通省	告示第8 号別添一第1項に掲げるもの)			電気	機械
	(1)(i)設計条件の整理				
	(1)(ⅱ)設計条件変更等の場合の協議				
	(2)(i)法令上の諸条件の調査				
	(2)(ji)確認申請に係る関係機関打合せ				
設	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況				
計	の調査及び関係機関との打合せ				
業	(4)(i)総合検討				
務	(4)(ii)基本設計方針の策定及び発注者への説明				
	(5)基本設計図書の作成				
	(6)概算工事費の検討				
	(7)本設計内容の発注者への説明等				

■ b. 実施設計に関する標準業務

(工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある標準業務は含まない。)

業務	内容	業務分	·野		
(新領	桑工事の設計業務は、令和 6 年国土交	総合	構造	設備	
通省	告示第8 号別添一第1項に掲げるもの)			電気	機械
	(1)(i)発注者の要求等の確認				
	(1)(ⅱ)設計条件変更等の場合の協議				
	(2)(i)法令上の諸条件の調査				
	(2)(ⅱ)確認申請に係る関係機関打合せ				
設	(3)(i)総合検討				
計	(3)(ii)基本事項の確定				
業	(3)(iii)設計方針策定及び発注者説明				
務	(4)(i)実施設計図書の作成				
	(4)(ii)確認申請図書の作成				
	(5)概算工事費の検討				
	(6)実施設計内容の発注者への説明等				

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ■積算
- ■建築確認手続き業務
- ■構造計算適合性判定手続き業務
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定手続き業務
- ■日影図の作成
- 透視図の作成 基本・実施 A3 アイレベル、鳥瞰及び内観 外観・内観2カット
- □ 土壌汚染対策法に基づく申請手続
- ■関係法令等に基づく各種申請手続業務
- 工期検討資料(概略工事工程表及び根拠資料)の作成
- ■リサイクル計画書の作成
- 保護者、住民説明等に 必要な資料の作成
- 保護者・住民説明会支援業務(■説明会形式、■個別説明形式)
- 外構設計業務(園庭、遊具、砂場、植栽、駐車場、雨水対策、外物置、プール、その他付帯施設)
- □ 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価書の作成
- ■都市計画法開発許可手続き書類作成
- 電波障害範囲調査(机上調査)
- ■設計VE資料
- 工事の発注が後年度になった場合の、単価の見直し及び見積書取り直し業務
- その他、本設計業務に必要な業務一式

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 施設の計画にあたっては、各種ハザードマップで想定されている所在地における 災害(浸水、土砂災害、地震等)を考慮し、室や機器の位置、構造等を決定する。
- d. 材料や工法等の選定にあたっては、維持管理費用を含めた比較を行う。
- e. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づいて行う。 また、積算業務の各過程において営繕工事積算チェックマニュアルにより確認し、 チェックリストは監督員の承諾を受ける。
- f. 工期検討にあたっては、(一社)日本建設業連合会「建築工事適正工期算定プログラム」や同種の施工実績等を考慮する。
- g. 設計にあたっては、高知県産建設資材の積極的な利用の検討を行う。
- h. 設計の点検における点検時期は、設計方針の策定段階とする。点検実施日の決定 のため、受注者は、設計方針の検討状況を監督員に適宜報告する。
- i. 同施設関連の別発注業務との調整は、本仕様書Ⅱ1. (1)一般業務の範囲で「総合」を指定されたものが行い、調整経過を監督員へ報告する。
- j. 埋蔵文化財包蔵地、史跡名勝天然記念物の指定の有無及び手続きの必要性について 検討し、その結果を監督員に報告する。

(2) 適用基準等

別紙1に掲げる技術基準等を適用する。なお、新たな版が出た場合、基準間に相違が ある場合又は当該基準等によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定 する。

- (3) 業務実績情報の登録(公共建築設計者情報システム(PUBDIS)への業務カルテ登録)
 - 業務実績情報を登録しない
 - □ 業務実績情報を登録する

(4) 業務計画書

業務工程には、各業務の作業期間、現地調査等の実施時期、図面の初稿完成予定時期、 積算数量算出書の作成完了予定時期等を記載する。

(5) 管理技術者の資格要件

※ 次のいずれかの資格を有する者

- 一級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項)
- □ 二級建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第3項)
- □ 木造建築士(建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第4項)
- □ 入札公告による
- □による

(6) 貸与品等

貸与品等	製本等/	摘要
	電子データ	
適用基準等のうち、貸与するもの	CAD図の有無	貸出予定の製本は、破れ等の
□ 既存建築物設計図書一式	□ 有り □ 無し	損傷のないよう丁寧に扱う。
□ 既存工作物設計図書一式	□ 有り □ 無し	
□ 既存敷地調査資料(柱状図)	□有り □無し	

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに打合せ記録簿を作成し、監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. 施設管理者に確認すべき事項が生じた時
- d. その他
- (8) 成果物等の情報の適正な管理
 - a. 次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定 を遵守のうえ、成果物等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

成果物等とは、

- ア. 業務の成果物(未完成の成果物を含む。)
- イ. その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの 等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。
- (a) 発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど(ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む)しない。
- (b) 業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲 について行う。
- (c) 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとし、 (6)により監督員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又 は廃棄する。
- (d) 契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の 保持が求められるものとなるので特に取扱いに注意する。
- b. 成果物等の情報の紛失、盗難等が生じたこと又は生じたおそれが認められた場合は、 速やかに発注者に報告し、状況を把握するとともに、必要となる措置を講ずる。
- c. 上記a及びbの規定は、契約終了後も対象とする。
- d. 上記a、b及びcの規定は、協力者等に対しても対象とする。
- (9) その他、業務の履行に係る条件等
 - a. 指定部分の範囲

基本設計書

- 指定部分の履行期限 令和 8 年 2 月下旬 基本設計業務委託 成果品
- 指定部分の履行期限 令和8年10月下旬 予算要求用 工事費概算書
- b. 成果物の提出場所 担当者の指示による
- c. 成果物の取扱いについて

提出されたCAD データについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- d. 写真の著作権の権利等について 受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。
 - (a) 写真は、市が行う事務並びに市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
 - (b) 次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)
 - ア、写真を公表すること。
 - イ. 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

- e. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (a) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを 拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、 捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合 も同様とする。
- (b) (a)により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (c) (a)及び(b)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- (d) 本業務において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計 ■ 対象 □ 対象外

.) 基本設計 ■ 対家 □ 対家外 	T	Τ	T
成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
a. 建築(総合)			CAD データの
■ 建築(総合)基本設計図書		■ A3 判 3 部	作成はA2 判図
■ 計画説明書	_		面とする
■ 仕様概要書	_		文字は見やすい
■ 仕上概要表	_		大きさとする
■ 面積表及び求積図	_		(寸法・引出含
■ 敷地案内図	1/3000		む)
■配置図	1/500		
■平面図	1/100 (200)		設計図にはA2判
■ 断面図	1/100 (200)		及びA3 判双方
■ 立面図	1/100 (200)		の縮尺を明記す
■ 工事費概算書	_		ること
■ 上記のうち必要なもの			
b. 建築(構造)			CAD データの
■ 建築(構造)設計図		■ A3 判 3 部	作成はA2 判図
■ 構造計画説明書	_		面とする
■ 構造設計概要書	_		
■ 工事費概算書	_		
■ 上記のうち必要なもの			
c. 電気設備			CAD データの
■ 電気設備設計図		■ A3 判 3 部	作成はA2 判図
■ 電気設備計画説明書	_		面とする
■ 電気設備設計概要書	_		
■ 工事費概算書	_		
■ 各種技術資料	_		
■ 上記のうち必要なもの			
d.機械設備			CAD データの
■ 機械設備設計図		■ A3 判 3 部	作成はA2 判図
■ 機械設備計画説明書説明書	_		面とする
■ 機械設備設計概要書	_		
■ 工事費概算書	_		
■ 各種技術資料	_		
■ 上記のうち必要なもの			
L	I	I	<u> </u>

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
e. その他			
■ 透視図	_		
■ 工期検討資料	_	■ A3 判 3 部	
■ リサイクル計画書	_	■ A3 判 3 部	
■ 各種技術資料	_	■ A3 判 3 部	
■ 説明会資料	_	■ A3 判 3 部	
■ 各記録書	_	■ A4 判 3 部	
		□ A4 判 部	
■ 上記のうち必要なもの			

(2) 実施設計 ■ 対象 □ 対象外

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
a.建築(総合)			CAD データの
■ 建築(総合)設計図		■ A3 判 1 部	作成はA2 判図
■ 建築物概要書	_	■ A4 判 1 部	面とする
■ 仕様書	_		
■ 仕上表	_		文字は見やすい
■ 面積表及び求積図	_		大きさとする
■ 敷地案内図	1/3000		(寸法・引出含
■配置図	1/500		む)
■ 平面図	1/100 (200)		
■ 断面図	1/100 (200)		設計図にはA2判
■ 立面図	1/100 (200)		及びA3 判双方
■ 矩計図	1/20 (30)		の縮尺を明記す
■ 展開図	1/50 (100)		ること
■ 天井伏図	1/100 (200)		
■ 平面詳細図	1/20 (30)		
■ 部分詳細図(断面含む)	1/20 (30)		
■ 建具表	1/50 (100)		
■ 外構図	_		
■ 日影図	_		
■ 総合仮設計画図	_		
■ 工事費概算書	_		
■ 確認申請に必要な図書	_		
■ 南国市開発事業の手続及び基準に関す	_		
る条例手続きに必要な図書			
■ 上記のうち必要なもの			
b. 建築(構造)			CAD データの
■ 建築(構造)設計図		■ A3 判 1 部	作成はA2 判図
■ 仕様書	_	■ A4 判 1 部	面とする
■ 構造基準図	_		文字は見やすい
■ 伏図(各階)	1/100 (200)		大きさとする
■ 軸組図	1/100 (200)		(寸法・引出含
■ 部材断面表	1/30 (50)		む)
■ 各部断面図	1/100 (200)		設計図にはA2判
■ 標準詳細図	1/20 (30)		及びA3 判双方
■構造計算書	_		の縮尺を明記す
■ 工事費概算書	_		ること
■ 上記のうち必要なもの			

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
c. 電気設備			CAD データの
■ 電気設備設計図		■ A3 判 1 部	作成はA2 判図
■ 仕様書	_	■ A4 判 1 部	面とする
■ 敷地案内図	1/3000		文字は見やすい
■ 配置図	1/600 (500)		大きさとする
■ 電灯設備図	1/100 (200)		(寸法・引出含
■ 動力設備図	1/100 (200)		む)
■ 器具図	_		設計図にはA2判
■ 雷保護設備図	_		及びA3 判双方
■ 受変電設備図	_		の縮尺を明記す
■ 発電設備図	_		ること
■ 構內情報通信網設備図	_		
■ 構内交換設備図	_		
■ 情報表示設備図	_		
■ 映像・音響設備図	_		
■ 誘導支援設備図	_		
■ インターホン設備図	_		
■ テレビ共同受信設備図	_		
■ テレビ電波障害防除設備図	_		
■ 監視カメラ設備図	_		
■ 防犯・入退室管理設備図	_		
■ 火災報知設備図	_		
■ 中央監視制御設備図	_		
■ 構内配電線路図	_		
■ 構内通信線路図	_		
■ 非常電源設備図	_		
■ 屋外設備図	_		
■ 電気設備設計計算書	_		
■ 工事費概算書	_		
■ その他確認申請に必要な図書	_		
■ 上記のうち必要なもの			

成果物等	標準縮尺	紙出力	摘要
d.機械設備			CAD データの
■ 空気調和設備設計図		■ A3 判 1 部	作成はA2 判図
■ 仕様書	_	■ A4 判 1 部	面とする
■ 敷地案内図	1/3000		文字は見やすい
■ 配置図	1/600 (500)		大きさとする
■ 機器表	_		(寸法・引出含
■ 空気調和設備図	1/100 (200)		む)
■ 換気設備図	_		設計図にはA2判
■ 排煙設備図	_		及びA3 判双方
■ 自動制御設備図	_ _		の縮尺を明記す
■ 屋外設備図	_		ること
■ 給排水衛生設備設計図			
■ 仕様書	_		
■ 敷地案内図	1/3000		
■ 配置図	1/600 (500)		
■ 機器表	_		
■ 衛生器具設備図	1/100 (200)		
■ 給水設備図	1/100 (201)		
■ 排水設備図	1/100 (202)		
■ 給湯設備図	1/100 (203)		
■ 消火設備図	1/100 (204)		
■ 厨房設備図	1/100 (204)		
■ ガス設備図	1/100 (204)		
□ 浄化槽設備図	_		
□ ごみ処理設備図	_		
□ さく井設備図	_		
■ 屋外設備図	_		
■ 空気調和設備設計計算書	_		
■ 給排水衛生設備設計計算書	_		
■ 工事費概算書	_		
■ その他確認申請に必要な図書	_		
■ 上記のうち必要なもの			

成果物等	標準縮尺	紙出力		摘要
e. 昇降機等設備等				CAD データの
□ 昇降機設備設計図		□ A3 判	部	作成はA2 判図
□ 仕様書		□ A4 判	部	面とする
□ 敷地案内図				文字は見やすい
□ 配置図				大きさとする
□ 昇降機等平面図				(寸法・引出含
□ 昇降機等断面図				む)
□ 部分詳細図				設計図にはA2判
□ 工事費概算書				及びA3 判双方
□ その他確認申請に必要な図書				の縮尺を明記す
□ 上記のうち必要なもの				ること
f. その他				
■ 日影図		■ A3 判 3	部	
■ 透視図				
□ 模型			部	
□ 模型写真		□ A3 判	部	
■ 工期検討資料		■ A3 判 3	部	
■ リサイクル計画書		■ A3 判 3	部	
□ アスベスト含有建材調査報告書		□ A3·4判	部	
□ 既存建築物のCAD図面		□ A3 判	部	
□ 既存施設の調査報告書(改修設計)		□ A3 判	部	
□ 既存施設の法適合状況調査報告書		□ A3 判	部	
■ 建築確認通知書		■ A4 判 2	部	
■ 構造計算適合性判定申請図書		■ A4 判 2	部	
□ 都市計画法施行規則第60条		□ A4 判	部	
に基づく書面の交付申請図書				
□ 対象建築物の省エネルギー計画書		□ A4 判	部	
■ メンテナンス計画書		■ A4 判 6	部	
■ 申請/届出/通知図書		■ A3·4判		
■ 協議結果報告書		■ A3 · 4判		
■ 設計VE資料		■ A3・4判		
□ 地盤調査(SWS試験)		□ A3・4判		
■ 上記のうち必要なもの				

(3) 提出部数

成果物の提出部数は下記のとおりとする。

なお、下記に特記のないものについては各1部とする。

a. 基本設計

成果物の名称	規格	部数	摘要
■ 計画説明書■ 設計概要書■ 各基本設計図面	■ A3 判二つ折り製本 ■ A4 判二つ折り製本	3 部 3 部	電子データ含む CADデータ含む
■ 工事費概算書	■ A3 判 3 部	3 部	電子データ含む
■ 各種技術資料	■ A3 判 3 部	3 部	

b. 実施設計

成果物の名称	規格	部数(紙)	電子データ	部数 (CD)
■ 業務計画書	■ A4 判	1 部		
■ 設計図面	■ A3 判二つ折り製本	3 部	JWW	
	■ A4 判二つ折り製本	3 部	PDF	
	■ A3 判平綴じ	1 部		
	■ A4 判平綴じ	1 部		
■ 内訳明細書(市の様式)	■ A4 金入り設計書	3 部	エクセル	
			PDF	
	■ A4 金抜き設計書	2 部	エクセル	
			PDF	
■ 構造計算書	■ A4 半J	1 部	エクセル	
■ 積算計算書			PDF	
■ 積算根拠資料	■ A4 判	1 部	エクセル	
■ 数量積算書			PDF	
■ 見積書				
■ 見積比較証				
■ 単価適用根拠(刊行物等)				
■ その他資料				O
■ 官公庁への手続き	■ A3 · 4判	2 部	エクセル	2 部
■ 建築確認申請			PDF	
■ 構造適合判定申請			ワード	
■ 省エネ申請				
■ 排水の同意申請				
■ 許可申請				
■ 認定申請				
□ アスベスト事前報告書				

成果物の名称	規格	部数(紙)	電子データ	
■ その他			エクセル	
■ 打合せ議事録	■ A4 判	1 部	PDF	
■ 概略工事工程表	■ A3判	3 部	CAD	
■ 工事費概算書	■ A3 · 4判	3 部		
■ 設計VE資料	□ A3・4判	3 部		
□ 地盤調査(SWS試験)	□ A3・4判	部		
成果物の名称	規格	部数 (紙)	電子データ	部数 (CDR-W)
■ 設計図面	■ A3 判	部	JWW	
	■ A3 判	部	PDF	
■ 内訳明細書(市の様式)	■ A4 金抜き設計書	部	エクセル	
	■ A4 金抜き設計書	部	PDF	3 部
	(注意 金抜き設計書) D
	のデータは金額に関す			(CD-RW)
	る部分や単価を推測で			
	きる部分は完全に消去			
	すること。)			

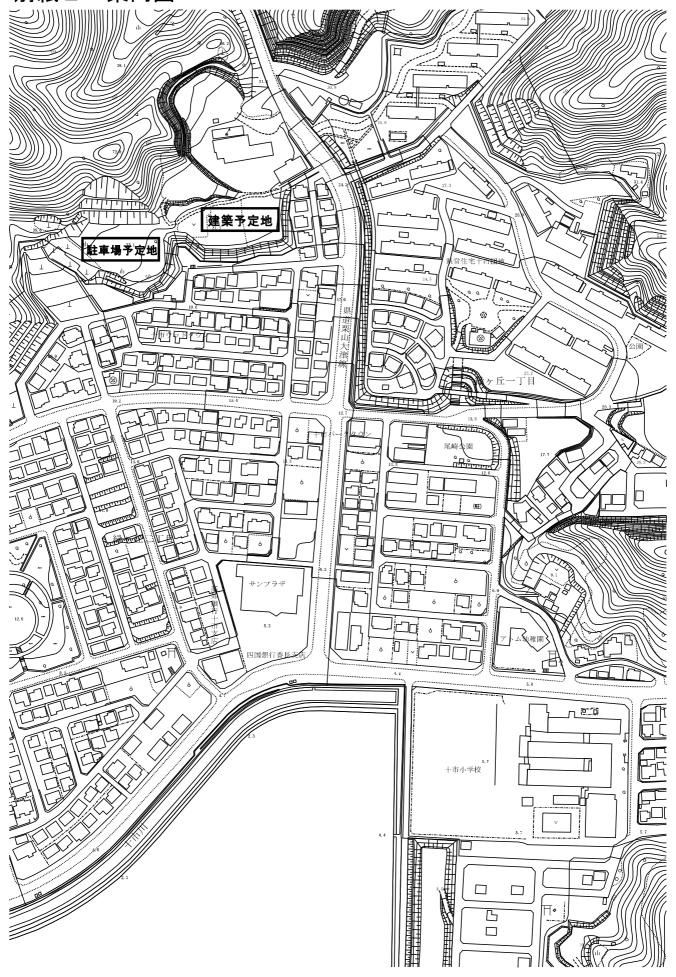
別紙1 適用基準等(<国>:国土交通省、<県>:高知県、<他>:その他)

a. 共通 (年版等)

■ <国>官庁施設の基本的性能基準	(最新版)
■ <国>官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	(最新版)
■ <国>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(最新版)
■ <国>官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(最新版)
■ <他>学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック(文部科学省)	(最新版)
■ <国>官庁施設の防犯に関する基準	(最新版)
■ <国>官庁施設の環境保全性基準	(最新版)
■ <国>官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	(最新版)
■ <県>高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(最新版)
■ <国>木造計画・設計基準	(最新版)
■ <国>木造計画・設計基準の資料	(最新版)
□ <国>評価方法基準(住宅の性能に関する評価の方法の基準)	(最新版)
□ <国>公営住宅等整備基準	(最新版)
□ <国>公共住宅建設工事共通仕様書	(最新版)
□ <国>公共住宅標準詳細設計図集	(最新版)
□ <国>高齢者が居住する住宅の設計に係る指針	(最新版)
■ <国>建築物解体工事共通仕様書	(最新版)
■ <他>建設副産物の手引き	(最新版)
■ <他>石綿飛散防止対策マニュアル	(最新版)
■ <国>建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏え	(最新版)
い防止対策徹底マニュアル	(最新版)
■ <国>公共建築工事標準単価積算基準	(最新版)
■ <国>営繕工事積算チェックマニュアル	(最新版)
■ <国>官庁営繕事業におけるBIM モデルの作成及び利用に関する	(最新版)
ガイドライン	
■ <国>BIM 適用事業における成果品作成の手引き(案)	(最新版)
b. 建築 (年版等)	
■ <国>建築設計基準	(最新版)
■ <国>建築設計基準の資料	(最新版)
■ <国>建築構造設計基準	(最新版)
■ <国>建築構造設計基準の資料	(最新版)
■ <国>構内舗装・排水設計基準	(最新版)
■ <国>構内舗装・排水設計基準の資料	(最新版)
■ <国>建築工事設計図書作成基準	(最新版)
■ <国>建築工事設計図書作成基準の資料	(最新版)
■ <国>建築工事標準詳細図	(最新版)

■ <国>敷地調査共通仕様書	(最新版)
■ <国>建築工事監理指針	(最新版)
■ <国>建築改修工事監理指針	(最新版)
c. 建築積算 (年版等)	
■ <国>公共建築数量積算基準	(最新版)
■ <国>公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)	(最新版)
■ <国>公共建築工事見積標準書式(建築工事編)	(最新版)
□ <国>公共住宅建築工事積算基準	(最新版)
d. 設備 (年版等)	
■ <国>建築設備計画基準	(最新版)
■ <国>建築設備設計基準	(最新版)
■ <国>建築設備工事設計図書作成基準	(最新版)
■ <国>雨水利用・排水再利用設備計画基準	(最新版)
■ <国>公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	(最新版)
■ <国>公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	(最新版)
■ <他>建築設備耐震設計・施工指針((一財)日本建築センター)	(最新版)
■ <他>建築設備設計計算書作成の手引((一社)公共建築協会)	(最新版)
■ <国>空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン	(最新版)
■ 造成計画 (別紙)	(最新版)
■ <他>劇場等演出空間電気設備指針((一社)電気設備学会)	(最新版)
e. 設備積算 (年版等)	
■ <国>公共建築設備数量積算基準	(最新版)
■ <国>公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編)	(最新版)
■ <国>公共建築工事見積標準書式(設備工事編)	(最新版)
□ <国>公共住宅電気設備工事積算基準	(最新版)
□ <国>公共住宅機械設備工事積算基準	(最新版)

別紙2 案内図



別紙3設計要求書

本業務の実施項目等は次の通りとし、工事によって生ずる影響範囲も本設計業務に含めるものとする。

(1) 設計与条件

- a. 募集要項(別紙)
- b. 設計要求書(別紙3)
- c. 保護者、住民説明会等に 必要な資料の作成をする。
- d. 保護者・住民説明会等に参加する。(基本実施設計合わせて10回程度を想定)
- e. 説明会等の意見を踏まえて設計を行う。
- f. その他事業実施に係る諸手続きへの資料の作成をする。
- g、床や内壁に隙間やねじれが起きないような材料・工法を検討する。
- h. 維持管理のしやすい計画とする。
- i. 周囲が山林なので、落ち葉等により樋が詰まらないように対策を施す。万が一樋が 詰まっても雨漏り恐れの少ない屋根形状を採用する。
- j. メンテナンス計画書は、今後の施設や設備のライフサイクル並びにメンテナンス項目が分かる資料を用意する。
- k. 将来の建替え計画に配慮した配置とし、前面道路若しくは駐車場から4 t トラック以上 の車両が直接園庭に入れる計画とする。
- 1. 雨水排水は調整池に排水する。
- m. 施設内の配管にスクリーンやグリーストラップ (調理時の油対策) を行い、下水道本管に流入しないようにする。
- n. 水圧が低いため受水槽を計画する。
- o. 建具には原則指つめ防止を施す。
- p. 設計書は「南国市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に 準ずることとする。
- q. その他記載のない物については、発注者と受注者の協議により決定する。

(2) 積算

- a. 工事費は建築工事、電気設備、機械設備に分けてそれぞれ工種ごとに内訳書を 作成する。
- b. 積算基準による共通仮設費及び現場管理費の積上げ分がある場合、並びに現場発生材 処分費及び廃棄物処分費、有価物売却費については、別途それぞれ内訳書を作成する。 なお、処分費については、収集積込運搬費、処分費に分けて積算する。
- c. 見積りは、原則として複数(3 社以上)の製造所等を選定し徴取し、担当者名 (発行責任者名)を記載する。法定福利費、運搬費(廃棄物以外)及び諸経費は別途 一式で計上するのではなく、各項目に含むよう指示する。なお、製造業者又は専門 工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、必要に応じて ヒアリング等を行い市中における取引状況等(実勢価格帯)を確認する。

(3) 近隣住民への配慮

- a. 園児の声、放送や音楽が周辺住民の生活の妨げにならないように計画する。
- b. 園庭の土埃対策をおこなう。

(4) 保護者への配慮

- a. 雨の日や、布団などの荷物の多い日などに配慮し、駐車場から園舎まで動線を計画 する。
- b. 植栽は行事を見学するときに日よけの代わりになるような配置に計画する。

(5) 保育園、職員への配慮

- a. 園児の脱走防止用に、園庭から外へ通じる門扉の鍵は通常のカギに加えて、園児には難しいが、大人は容易に開閉できるカギを設置する。
- b. 電話回線については、職員室に職員が不在や来客対応で出れないときに対応するため、 保育室、会議室、休憩室、倉庫に設ける。また給食室には別に設ける。

(6) 園児への配慮

- a. 空調機は各部屋に2台ずつ配置し、片方が故障しても対応できるように計画する。
- b. 家具の出隅を作らないように検討する。
- c. 適宜に日影を配置し、熱中症対策を施した計画をする。

(7) 災害時の対策

- a. 災害時に緊急避難場所として利用できるに計画する。
- b. 災害時に園の運営を早期に再開でき、継続的な運営を行うために必要な設備を整備する。

別紙4保育園からの要望書

	区分	部屋数	計画定員等	備考
1	0 歳児	1 部屋	15名(1人当たり3.3㎡)	防音仕様の保育室
	(2階)		お昼寝スペースを別に設	隣接にトイレ(沐浴、洗い場、職員用共)
			ける(畳コーナー)	布団と机の収納スペース(押入)
			壁芯面積ではなく有効面	個別の園児用・保育士用ロッカー
			積を確保する	調乳室
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
				から荷物が出し入れ希望
				畳コーナーの設置
				デッキ広場
2	1歳児	1 部屋	25名(1人当たり3.3㎡)	防音仕様の保育室
	(2階)		壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			積を確保する	布団と机の収納スペース(押入)
				個別の園児用・保育士用ロッカー
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
				から荷物が出し入れ希望
				デッキ広場
3	2 歳児	1 部屋	30名(1人当たり1.98㎡)	防音仕様の保育室
	(1階)		壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			積を確保する	布団と机の収納スペース(押入)
				個別の園児用・保育士用ロッカー
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
				から荷物が出し入れ希望
				18人と12人で仕切れる稼働間仕切り
Ļ				専用のミニ園庭(本園庭に隣接)
4	3 歳児	1部屋	30名(1人当たり1.98㎡)	
	(1階)		壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			責を確保する	15人と15人で仕切れる稼働間仕切り
				布団と机の収納スペース(押入)
				個別の園児用・保育士用ロッカー
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
<u></u>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 🕁 🖵	OFA (11以上以400 2)	から荷物が出し入れ希望
5	4歳児	1 部屋	35名(1人当たり1.98㎡)	防音仕様の保育室
	(1階)		壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			積を確保する	布団と机の収納スペース(押入) 個別の周月界 (2本人界月)
				個別の園児用・保育士用ロッカー
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
				から荷物が出し入れ希望
				間仕切り無し

			T	T
6	5 歳児	1 部屋	35名(1人当たり1.98㎡)	防音仕様の保育室
	(1階)		壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			積を確保する	布団と机の収納スペース(押入)
				個別の園児用・保育士用ロッカー
				個別ロッカーは廊下側、部屋側の両方
				から荷物が出し入れ希望
				間仕切り無し
7	一時保育室	1 部屋	60㎡程度	防音仕様の保育室
			壁芯面積ではなく有効面	隣接にトイレ(洗い場 職員用共)
			積を確保する	布団と机の収納スペース (押入)
		_		個別の園児用・保育士用ロッカー
8	遊戯室	1 部屋	200㎡程度	ステージを設置しソデ室を設ける
	(1階)		┃ ┃(地域防災拠点として利	稼働間仕切り
			用想定)	多目的トイレの設置
		_	,	園玄関とは別の出入口を希望
9	職員室	1 部屋	50㎡程度(医務室含む)	園庭、プール、出入口等色々な場所を見
	(1階)			渡せる位置
				園長、主任以外はフリーデスク希望
		_		一角に医務室
10	相談室	1 部屋	15㎡程度	職員室隣接(プライバシーが守られるよ
	(1階)			うなスペースとする)
				使用可否の表示付き(鍵付き)
11	教材室	1 部屋	15㎡程度	相談室、ミシン等の縫物作業等としても
				利用可能とする(園児の立入不可)
				使用可否の表示付き(鍵付き)
12	倉庫	3 箇 所	15㎡程度	屋内外1箇所ずつ
				防災備蓄倉庫(園と地域用)
				出し入れしやすい教材庫
13	調理室			調理室はアレルギーとのゾーン分け
				業者の食品等搬入動線と登園車両動線を
				分ける
				ダムウエーターを希望する
14	図書コーナー			エントランス付近
	(1階)			
15		1 部屋	60㎡程度	現在の十市保育園に併設している「どん
	(1階)			ぐりの森」のイメージで新園舎内に設け
				3
16	プール	1 箇 所	40㎡程度(プール層)	軒下のデッキ部分に設ける
			(組立て式)	シャワー室 更衣室(先生用男女)
1 1				園庭からも使用できるトイレを設ける

17	園庭		650㎡以上	円周70m以上のトラックを確保する
				日よけ(寒冷紗)・菜園を設ける
				土埃対策
18	ゴミ置き場	2 箇 所		調理室と分けて設ける
				屋内の出入り口付近に設ける
19	地域交流ス			
	ペース			
20	その他			1階は保護者が土足で送迎希望
				階段下の有効活用
				紙おむつは園で廃棄
				送迎で渋滞が起きにくい対策

上記にない部屋は別途協議による。